

神社祭礼と宮座

——新屋河内賀茂神社の頭番文書を中心に——

播 磨 定 男

はじめに

光市浅江の宝迫家はかつて新屋河内に旧在した賀茂神社の歴代宮司で、同家に「新屋河内賀茂大明神宮御頭番相定次才之事」（以下賀茂神社頭番文書と略称）と題された、延徳二年（一四九〇）の古文書が伝存することは夙に知られている。

江戸時代に編纂された『防長寺社由来』（二七四一年）を初め、『防長風土注進案』（一八四二年）、『山口県風土誌』（一九〇五年）などで紹介され、さらに、御園生翁甫著『防長地名淵鑑』（昭和六年）や『光市史』（同五十年）では文書の内容についても言及されるなど、光地方の中世史にかかわる史料として甚だ歴史的価値の高いことは、先学も等しく認められている。

したがって、昭和四十八年に光市文化財審議委員会が発足し、市指定文化財の作業が開始された際、右の頭番文書は指定候補として採り上げられ、当時同委員会の会長職にあつた故三坂圭治氏が調査を担当することまで決められた。しかし、いざ現地調査をする段階に至って、事務担当者より文書原本が所蔵者の宝迫主税氏の手許に現存しない旨の

報告があり、文化財としての指定は一時頓挫の止むなきに至ったのである。

ところが、あれから二十六年後の昨年（平成十一年）六月、宝迫家現当主の史雄氏が右の文書を確かに保管していることが知れ、原本所在の報が関係者にもたらされたのである。宝迫史雄氏の談によると、原本が外部に持ち出された形跡は皆無で、先代主税氏収集の軸物等を整理中に偶然見つけ出したとのことである。本文書の調査担当者として、所有者から直接聴取した発見の経緯を一言記しておくことにする。

ともあれ、現在は『山口県史』も編纂中である。同書に県内の在地中世史料として所収されることは勿論、光地方においても地域にかかわる文化財として指定保護され、多くの人々に親しきをもってもらうことが肝要である。

一 新屋河内賀茂神社頭番文書

文書の料紙は淡褐色の楮紙を使用し、これを横に六枚貼付して一枚ものとしている。ただし、各料紙の横幅は区々で、第二貼付箇所では糊が剥けているから原本は二点に分かれ、これを手巻きにして保存している。

文書全体の法量は縦三十三・五糎、横百五十糎であり、右側冒頭に「新屋河内賀茂大明神宮御頭番相定次才之事」と、縦一行に標題を記し、これに続けて三十三行の文字を連ねている。

文書自体は大切に保存されているが、作成からすでに五百年以上も経過しているため、料紙は所々傷み、継ぎ目箇所の文字には判読が困難なものも見受けられる。原本の文化財指定と併せて保存の対策も講じられる必要がある。

(一) 文書の本文

新屋河内賀茂大明神宮御頭番相定次才之事

合

應仁元年 丁亥 東八御頭分
西八浅江領 利木名
衛民名

應仁式 戊子 東八御領
西八浅江領 三郎丸名
吉次名

文明元年 己丑 東八御領
西八浅江領 石王丸名
筒井中六名

文明式 庚寅 東八御領
西八浅江領 長道名一色分
筋名

文明三 卯辛 東八御領
西八浅江領 正聞名
上垣内名

文明四 壬辰 東八御領
西八浅江領 下鍛冶屋一色名
入野名

文明五 癸巳 東八御領
西八浅江領 長石一色名
山崎名

(紙継目)

文明十四	文明十三	文明十式	文明十一	文明十	文明九	文明八	文明七	文明六
寅 壬	(丑)巳 辛	子 庚	亥 己	戌 戊	酉 丁	申 丙	未 乙	午 甲
東八御領 西八浅江領	東八御領 西八浅江領	東八御領 西八浅江領	東御領 西八浅江領	東八御領 西八浅江領	東御領 西八浅江領	東八御領 西八浅江領	東八御領 西八浅江領	東八御領 西八浅江領
大平名 寺尾名	公文名 若松名	助弘名 西畑名	大迫名 安室名	徳万名 右馬四郎名	光末名 太郎丸名	左右次郎右衛門名 有富名	金田一色名 中村名	江野田一色分 小太夫名

文明十五 癸卯 東八御領
西八浅江領 能力名
金聞名

(紙継目) 八ゲ

文明十六 甲辰 東御領
西八浅江領 一郎丸名
引地名

文明十七 乙巳 東御領
西八浅江領 次郎丸名
坂本名

文明十八 丙午 東八御領
西浅江領 弘宗名
唯性名

長享元 丁未 東八御領
西八浅江領 助法名
大島名

長享弐 戊申 東八御領
西八浅江領 満登八一色分
五郎右衛門
筒井藤兵衛名

(紙継目)

長享参 己酉 東八御領
西八浅江領 神主当様分
岡田名 六反

(紙継目)

毎年御頭米六石三斗新屋河内分御蔵下行
同毎年御頭米六石参斗浅江分御倉下行

右之御頭番者、任先例社家衆・同郷役人

(紙継目)

相談之任置候、毎年守此旨次才可被

勤仕者也、仍定所如件

延徳式年九月十一日 神主左近允(判)

宮司代 (判)

新屋河内役人

大野旦馬守(判)

浅江役人

九郎右衛門在判

凡例

- 1 原文の古体・異体文字は原則として正字に統一したが、略字体はそのままとした。
- 2 閲読の便宜をはかり、原文には読点や並列点を施した。
- 3 筆者が註記した文字には、すべて()を施し原文と区別した。

(二) 文書の解説

新屋河内に旧在した賀茂神社の祭礼が催された際の、頭番割や費用の拠出について記している。わが国中世社会の村落には氏神や鎮守神を祀る村人の祭祀組織があり、祭礼を実行するときには頭役を定め、頭役を担当する家を頭屋(当屋とも)と称した。文中に「頭番」とあるのは祭礼を主宰する頭屋の順番のことであり、これが輪番制でなされていることが知れる。

上段の年次は応仁元年(一四六七)から長享三年(延徳元年、一四八九)までの二十三年間に及ぶ。毎年催される祭礼には頭屋を選任するが、新屋河内賀茂神社の場合は氏子圈を御領(新屋河内)と浅江領の東西に二分し、各領内にある名田を単位として頭屋の割り当てが行われた。また、祭礼の費用の頭米は御領と浅江領の双方から、米六石三斗ずつを負担することが後半の文言から読みとれる。

頭屋の選任については「右之御頭番者、任先例」^④「社家衆・同郷役人相談候て任置候云々」とあるから、神社側と東西の郷役人が相談して決めていたことが知れる。このことを丁度裏付けるように、文書末尾には関係者の肩書きを記した名前と花押が認められる。

(三) 正文と案文

文書に記された年紀は確かに延徳二年(一四九〇)であるが、本文末尾四人の氏名と花押はともに同一の筆跡であり、最後の人名を「浅江役人 九郎右衛門在判」と記すなど、本文書は正文とは言い難い疑問点を有する。文中所々の誤字や不揃の料紙を継ぎ足している点なども、右の判断を補強する証左であり、本文書は正文作成時にその控えとして書かれた案文と解される。

案文は正文作成後に、それに準じて作られた写しの文書で、一般には同文の文書を複数の受取人に出す場合や、正

文の紛失に備えたり、訴訟のときに証拠として提出する場合などに作成され、効力も正文に準じるものと解されている。^①

本文書作成の意図は明確でないが、本文前半では賀茂神社の祭礼が例年どのように行われているかを、頭屋を中心に過去二十三年間にわたって記し、「毎年守^二此旨次才^一、可^レ被^三勤仕^一者也」と結んでいる。すなわち、祭礼時の頭番割決定やその費用である頭米の抛出について、従来の方式を今後とも維持すべきことを、神社側と村役人が合議決定しているのである。したがって、本文書はその合議決定の証文として作成されたものと考えられ、正文の所持者は文書末尾の四人ということになるが、実際には正文は新屋河内と浅江郷の村役人が各一通ずつを所持し、その案文を神社側が後日のために書き留めたものと推測される。

どうしてこのような措置を講じる必要があったのだろうか。この文書が作成されたのは応仁・文明の乱が終結したその直後であり、この頃の中世後期村落には一様に戦国の嵐が吹き込んでくる。守護大名や国人領主は村落内の上層農民を被官化し、年貢収奪に加えて段銭・人夫役などの賦課を一層強化してくるのである。こうした事態は言うまでもなく自治的・自衛的共同体としての村落の平和が脅かされることであり、村人たちは内部崩壊の危機を回避するために村落内の置文をつくり、「寄合仕らず、ぬげがけに成^②」る者の出現を必死に食い止めようとしている。

こうした動きは村人たちが年に一度集う鎮守神の祭礼にとつても決して無関係ではない。ここ新屋河内賀茂神社においては、氏子たちが過去二十三年間にもわたる祭礼の事実とその方式を日々書き連ねることによって、その伝統を相互に確認すると同時に、これを領主側にも提示することによって、自分たち村落の言わば自治の象徴としての神社祭祀を、外部の脅威から守ろうとしたのである。

二 賀茂神社と「新屋河内」の地名

(一) 新屋河内賀茂神社

同社は『防長寺社由来』所収の「古キ御証文写」³によると、大内氏八代の長門守正恒が自家の守護神として山城国より賀茂神社を勧請したことに始まる。山城国賀茂神社は現在も京都洛北に鎮座する賀茂別雷（上賀茂）・賀茂御祖（下鴨）両社の総称で、平安遷都より皇城鎮護の神として朝廷の崇敬最も篤く、山城国一の宮となつた由緒ある神社である。

したがって、同社の社領の形成や発展は朝廷の尊崇と保護によるところ大であり、中世には上・下社とも約七十箇所の社領の存在が確認されている⁴。その地理的分布は山城・和泉・摂津を中心に東海・北陸・中国地方に及んでおり、これら賀茂神社の荘園では同社の祭神を勧請し、神社への信仰を通して荘民を支配するという形態が見られる⁵。

このことを周防国熊毛郡の例で言えば、同郡内には伊保荘（柳井市）、竈戸関（上関町）、牛島（光市）、三井（同上）などが賀茂神社の社領として古くから文献に登場しており、そこにはいずれも賀茂神社が祀られている⁶。これらの事実から推理すると、新屋河内賀茂神社の場合も隣村の三井賀茂神社と同様、新屋河内に山城国賀茂神社の荘園が先ず設けられ、その後同社の分祠がなされたものと考えられるが、勧請の時期や立荘の事実などは依然不明のまま⁷である。

前掲の由来書によると、賀茂神社を勧請したのは大内長門守正恒である。正恒は確かに「大内氏系図」に載っており、大内氏始祖の琳聖太子より七代後の人物で、彼より「多々良姓」を名乗るに至つたことが記されている。しかし、「大内氏系図」は誤謬が多く、正恒も伝説上の人物であれば右の事実は容易に信じ難い⁹。

また、賀茂神社が最初に置かれた場所は新屋河内ではなく浅江村瀬戸風浦であったことを、古書には次のように記している。^⑧

賀茂上下当国熊毛郡瀬戸風浦飛遷給、彼浦有古松、現白鷺見給故、彼松号鷺松、則彼浦立新社、奉成遷宮、故号宮崎。

瀬戸風浦に新社を建て賀茂神社を祀ったことから、この地を宮崎と称したことが述べられている。しかし、「瀬戸風」は浅江村祝ガ縁（魚ヶ縁とも）の一部で、^⑨虹ヶ浜西方の海に突き出た門蔵山のことであり、「宮崎」は浅江村の中心地で現在浅江神社が鎮座する所であるから、^⑩両者は位置的には一致しない。それとも宮崎は古く瀬戸風浦と称したのであろうか。新屋河内賀茂神社が浅江村瀬戸風浦に勧請された後一旦は新屋河内に遷り、江戸時代になって再び浅江村宮崎に鎮座していることは事実で、その際最初の勧請地の瀬戸風浦が現地の宮崎の地であれば、元の地へ再び戻ったことになるが、しかし両者が別々だとすると、新屋河内を離れ浅江村宮崎に遷座したことの理由が、新たに問われねばならないであろう。^⑪

新屋河内賀茂神社は江戸時代に入つてそれまでの新屋河内から浅江村宮崎に遷座する。同所には江戸時代の元禄四年（一六九一）に浅江村山王原に旧在した山王八幡宮も遷つて、賀茂神社と山王八幡宮の両社がともに宮崎に併在することになるのである。^⑫そして、この両社が合併し浅江神社と改称されるのは明治五年（一八七二）になってからで、翌六年十月には郷社に列せられているが、こうした時代の流れとは反対に、新屋河内賀茂神社の名前は次第に人々の記憶から消失していくのである。

新屋河内賀茂神社の社名だけでなく、後述のように「新屋河内」の地名そのものも現存しない今日において、これら双方のことを記した頭番文書の存在意義は大きいと言わねばならない。それはまさしく双方にとつての存在証明であり、その事実を明らかにすることは同時に、光地方の中世史に対しても一筋の光明を当てることになるのである。

(二)「新屋河内」の地名

右に述べた如く、現在光市内だけでなく周辺の地名を捜しても「新屋河内」なるものは存しない。したがって、その場所を特定し確認することは至難であるが、地名としての新屋河内は本稿で紹介する頭番文書のはるか以前から文献に登場している。

南北朝時代、山口に本拠を置く大内弘世は都濃郡鷲頭荘（下松市）の領主大内長弘と周防国の覇権をめぐって激戦を展開するが、長弘軍を支援したのが末武莊（同）を本拠に光市小周防や熊毛町勝間一帯の領主であった内藤氏である。両軍の戦闘は当初の白坂山（同）や高志垣（同）から熊毛郡内にも及び、観応三年（一三五二）閏二月十九日の同郡新屋河内及び真尾の合戦では、内藤藤時の弟新三郎盛清が討死している。新屋河内での合戦は翌三月二十七日・二十八日にもあり、藤時の若党や中間が疵を負うなどのことが見えている。

また、これより百二十年ばかり後の文明二年（一四七〇）には、周防国守護の大内政弘が熊毛郡新屋河内の地頭職三十石を家臣の安富宗貞に給与するなどの事実も存する。安富氏は天文十八年（一五四九）の光井天満宮棟札によると「光井代々先祖事、本名字安富、宝治元下向」とあって、鎌倉時代の宝治元年（一二四七）頃より光市光井辺を領有し土着した小豪族であり、距離的にも余り遠くない新屋河内に対しても領有関係をもっていたことが窺われるが、詳細については不明である。

ところで、右に述べた如く南北朝時代の早くから防長の歴史上に登場する「新屋河内」は、熊毛郡内のどの辺を指す地名であろうか。これに関しては江戸時代に編纂された『防長風土注進案』（天保十三年）に、次のように記している。

左内、駒ヶ原、西河内之三所ハ先年新地河内村ト申一村有候所、小石之儀ニ付浅江村江添石ニ相成候由ニテ、西河内は新地河内之本浴ニ御座候事

右書は浅江村内の小名（大字名）として、新山、左内、土井、駒ヶ原、西河内、平原、弥ヶ迫、木園、町、川口、筒井、奥浅江、上ヶ原、魚ヶ縁の十四箇所をあげ、この中の左内・駒ヶ原・西河内の三集落が以前は「新地河内」として一村をなしていたことを告げている。新地河内と新屋河内では文字は異なるが『防長風土注進案』が「新地河内」「新屋河内」「新屋鋪之内」などと、表記を取って統一しないまま記しているところから、これらの地名は文字は違っても同一の実体を指すとみて間違いない。すなわち、右書に新地河内とあるのは新屋河内のことであり、その地理的位置は浅江村でも東側部分、三井村と境界を同じくする地域とすることができ。

この新屋河内は江戸時代初期の慶長五年（一六〇〇）・同十五年（一六一五）の両検地帳に「三井村・新屋河内」とあって、東側に隣接する三井村に合石されたが、元禄十二年（一六九九）の郷帳では西側の浅江村に編入され、それ以来現在に至っている。^②元禄年間以降に編纂された『防長地下上申』（元文三年）などを見ると、旧浅江村の庄屋に対し新屋河内には畔頭が置かれている。^③両村合併の事情を示すものであろう。

ただ、この後に編纂された地誌類では浅江村から新屋河内の地名が完全に消えている。浅江村に編入されても新屋河内にあった小字名はそのまま残るが、「新屋河内」そのものの名前は不要となるからである。『山口県風土誌』（明治三十四年）が僅かに浅江村西河内に小字名として「新屋」が存すること、また同地区内に「新屋河内」の古蹟があることを伝えているだけで、^④歳月を経た今日では右のことを現地に確認することさえ困難な状況となつている。前述の新屋河内賀茂神社の場合と同様、「新屋河内」の地名も、もはや過去の文献に頼るしか復元の方法が無いのである。

三 新屋河内賀茂神社の祭礼

(一) 頭屋の選任と祭礼費用の負担

江戸時代の村落が地方行政や年貢賦課の単位であったのに対し、それ以前の中世村落は惣・惣村などと呼ばれ、自治的・自衛的な共同体であるところに特色をもっている。地侍・名主・小百姓・下人といった身分的階層差を包みこんでいるが、全体として惣百姓的結合を形成している。乙名・沙汰人などを指導者として選び、成員全体が参加する寄合をもち、衆議によつて掟が作られ、自検断も行われた。^②

こうした惣の自治的な運営は当然のことながら村の宗教的活動においても発揮される。村人の祭祀組織は一般に宮座と言われるが、宮座は乙名・中老・若衆などと年齢階梯的に組織され、村の氏神や鎮守神を祀り、神事祭礼を行うときは頭役を定める。頭役に決つた家が頭屋（当屋とも）である。頭屋は神社の神事・祭礼や講の行事を主宰したり、神職を助けて供饌・饗応のために働くから、相応の経済的負担をともなう。したがつて、頭屋の選任は交替制をとることになるが、その方法は年齢順や家順、籤など宮座ごとに異なつていた。^③

新屋河内賀茂神社の場合は、文書の最初に「御頭番相定次才之事」と記している。一見すると同社の祭礼を担当する頭屋の年毎の順番を記したものと解されるが、各年紀の下に御領と浅江領に分け、各々領内にある名田の名前を記しているのは、これが単に頭屋としての神事祭礼にともなう労役負担だけでなく、祭礼費用の抛割り当てをも含むものである。名田名だけでは意味が不分明であるが、例えば「長道名一色分」「江野田一色分」「満堂八一色分」などの表記は、後段にある御頭米六石三斗の抛出負担場所を具体的に示すものと考えられる。右の推理を更に傍証するのが長享三年下の「神主当様分六反」と記された箇所、当時の米の生産高は一反歩がおよそ一石余であるから、右

の記述は丁度長享三年の新屋河内の負担分に相当すると言えよう。

文書後段の内容では、祭礼の費用を新屋河内と浅江の双方の蔵(倉)から六石三斗ずつを抛出することになっている。六石三斗の御頭米を「御蔵(倉)下行」と表記するのは、たとえこれが農民たちの年貢とは別な負担ではあつても、この地を支配する領主からの恩恵、施し米と理解されたからであろう。ただし、この頭米の抛出方法や何よりも頭屋選任の仕方などについては未詳であり、類似史料の発掘と分析を待たねばならない。

ところで、頭屋は神事にともなう任務や制約から交替制を採ることとなつたが、新屋河内賀茂神社の祭礼には頭屋のほかには神主や宮司代の名前も登場している。しかもこの兩人は、文書末尾に目下署判していることから賀茂神社の祭礼に深くかかわる人物であることは間違いない。

神主は現在では神職一般の意味に用いられているが、古くは神に仕える主なる者のことで、神と人々との間において、時には神そのものとなつて神意を人々に伝える役をなした^⑧。氏族や同族社会でその守護神すなわち氏神を奉斎して神主を勤める者は、その一族を統率する氏の長老であり、自ずから世襲的にもなるが、必ずしも専門的ではなかつた。これは中世村落の守護神、鎮守神の奉斎においても同様で、前述の頭屋がこれを兼ねたり、年長順または神籤などによつて選ばれ、一年ごとに交替して奉仕するために「一年神主」「年番神主」などの言葉も生まれている^⑨。

新屋河内賀茂神社の場合、祭礼にかかわる神主がどのようにして選ばれたかは全く推測の域を出ないが、頭屋役を氏子たちが平等に分担するのであれば、信仰圏の広狭により頭屋に選ばれる回数や頻度が違つてくる。頭番文書には応仁元年(一四六七)を起点に長享二年(一四八九)までの二十三年間における年毎の頭屋担当名田名を記しているも、同一の名前は見られない。信仰圏を新屋河内と浅江に二分し、双方から祭礼の度に頭屋を選んでも頭屋役は二十年以上も回つてこないのである。

したがつて、中世の村落社会に展開した宮座の運営は必ずしも一律ではなく、各々の宮座ごとに特色をもつていた

ことは前述の如くで、新屋河内賀茂神社の様に広範囲の信仰圏にあつては、年毎に交替する頭屋よりも村内の長老が宮座の運営に重きをなすことになる。また、神事祭礼にはそれ自体儀礼がともない、伝統や慣習について理解のある年長者が権威を生じ易いのも事実であろう。そこで最年長者が終身一人で奉仕するなり、長老数人が交替して実際に奉仕するなどのケースが見られ、彼等長老が村人を代表して神に奉仕する神主ということになる。この場合、神主が長老であつてもそのために頭屋が無くなることはない。神主の仕務は神へ奉仕することであり、頭屋とは祭礼にかかわる役割を異にしているからである。

尚、宮座がその運営上共有財産として山林や座田、頭田、宮田などと称する田畑を所有することがある。頭番文書の長享三年の下に「神主当様分六反」とあるのは、まさにこれに相当するものと言えよう。座田などの耕作は神主が受け持つことから、新屋河内賀茂神社においても例年の祭礼を維持するために、こうした措置が講じられていることを指摘できる。

(三)「名田」と「色田」

新屋河内賀茂神社の祭礼を司る頭屋は、同社の氏子圏を東西に二分し、各領内の名田を単位に割り当てるといふ、祭事分担の原則が貫かれていた。氏子圏が浅江領にまで及ぶのは新屋河内に東隣する三井村とは違って、西側の浅江村には賀茂神社が存しないからである。

ところで、この例年の祭事を分担する名田とは、平安中期以降の中世社会の荘園や公領にみられた土地制度の構成単位で、当初は荘園領主が農民（田堵）に荘田を割り当て、名田として保有者の名を冠せしめたことに始まる。農民に永続的な土地保有権を認めると同時に年貢・公事を確保する徴税単位として編成したのである。頭番文書に利木名・衛民名・三郎丸名・吉次名などとあるのは、その実体が荘官クラスの百姓であるか、あるいは平民百姓かの違いはあ

るにしても、当時の農民たちは自分の実名や仮名などを田畑につけて自己の保有権を主張したのである。

ただ、これらの名田名を注意してみると、右の〇〇名とあるのは全体四十五箇所中の三十九名で、「〇〇一色名」「〇〇(名)一色分」と記述を異にしたものが各三箇所ずつ存する。最初の「〇〇一色名」は一色田の名田のことで、普通の名田は年貢・公事の両方を負担するのに対し、一色田は一種類の課役、つまり年貢のみを負担する地種のことである。また、後者の「江野田一色分」とあるのも、右の解釈を敷衍して「江野田一色名分」と解されるが、「長道名一色分」とも記しているから、この方は長道名内にある一色名のことを指すものと考えられる。

頭番文書が作成された室町時代後期の新屋河内・浅江地区には、名田と称しても年貢・公事の両方を負担する本名主に加え、前者の年貢のみが賦課される一色田をもった新名主が登場しているのである。こうした事態が生じたのは、本来名田に課されるべき年貢と公事のうち後者を切り離して売買や寄進・譲渡したり、解体した名田を下作人・小百姓・脇在家などの小農民に請作させるからである。売買の際は売主が残された類地に公事を転稼することも可能であり、名田の一色田化や一色田の名田化の現象が広く見られるようになるのである。

従来の一名田＝一名主を原則とする本名体制が崩れ、一名田に数人の新名主(名請人)が発生してくると、彼等を対象に公事や夫役を徴収する新しい組織が必要になり、当名主制や番頭制といった方法が考え出されるようになるが、問題はこうした名田制の変解が中世の村落共同体、とりわけ宮座の運営に直接影を落してくることである。すなわち、名主が納入する公事・夫役は本来共同体の行事に淵源し、またその構成員によって負担されるべき性格のものである。換言すれば、名主は公事や夫役を負担することによって在地共同体の完全なる成員権を有することになるわけで、右に述べた名田制の分解、それにとりまなう新名主の出現は、これまで村落の構成員が輪番で担当してきた頭屋などの役割を、均等には果たし得ない事態を招いたのである。

それでもなお、彼等新名主の名前が頭番文書に見えるのは祭礼の費用である頭米の負担者としてであり、祭礼を主

宰する頭役の方は村落秩序の中で一層重い位置を占めるようになった本名主、中でもその長老たちへすでに移つていたと言えよう。新屋河内賀茂神社の頭番文書は通説では同社の祭礼における頭屋の順番を記したものと解されているが、内実は同社の祭礼費用である頭米の抛出順番を記したものであり、紙背に当時の村落共同体が直面している課題を読み取らねばならない。

(三)新屋河内賀茂神社の信仰圏

頭番文書に「東八御領」「西八浅江領」とあることから、新屋河内賀茂神社の信仰圏が新屋河内・浅江村の一带に及んでいることは容易に想像されるが、同文書の下段に記された名田名を手懸りに、より一層その具体的な様相をみることにしたい。中世の名田は十六世紀末の太閤検地を機にその存在を否定されても、一部は地名として後世の文献に名前を留めているからである。

頭番文書の「御領」下に記された名田二十二箇所を後代に編纂の地誌書と対照すると、八箇所を特定できる。すなわち、金田・左右次郎右衛門・光末・徳万・大迫の五名田は後の浅江村左内の小字名として残っており、下鍛冶屋名は同村西河内の小字名、さらに大平名は同村奥浅江の小字名として各々確認することができる。また、「江野田一色分」については宝迫氏所蔵の頭番文書写本に「陶殿御分 ゆの木名」と注記がしてあり、浅江村近邑で同一の地名は小周防村八幡所の小字名「柚ノ木」しか存しない。

『防長風土注進案』が言うように、浅江村でも左内・駒ヶ原・西河内の一帯が「新屋河内」を形成していたとすれば、御領下の名田がこの地域に集することは当然であるが、右に見た如く大平名と江野田名は新屋河内の郷域を越えている。

このことを更に検討するために、浅江領下に記された名田名を同様の方法で調べると、二十二名中十二名が地名と

して後世に痕跡を留めている。すなわち、山崎・小太夫・中村・西畑・大島・岡田の六名は浅江村奥浅江の小字名であり、筒井・上垣内・若松の三名は同村筒井・川口の小字名として残っている。これに対し引地や坂本などの地名は、いずれも浅江村外の三井村や小周防村に存する。つまり、浅江領の名田名の系譜を引くと推定される地名の多くは浅江村内に属するが、引地と坂本の二つだけは浅江村を越えた三井村や小周防村にその存在を確認することができるのである。

限られた根拠を手懸りに大胆な言い方をすれば、山城国賀茂神社が所有する周防国熊毛郡新屋河内領の中心地は、後代の文献が伝えるように浅江村の佐内・駒ヶ原・西河内の辺であるが、当時実際に存した所領は右地域以外の周辺にも分散していたのではあるまいか。つまり、「新屋河内」とは分散した社領の集合体を領主の側が所有の単位としてつけた名称であり、これがいつの間にか特定の地域を指す言葉（地名）となったが、近世に入つて荘園支配が崩壊すると、「新屋河内」もまた自然消滅する運命にあつたと言えよう。かつて新屋河内にあつて在地民の精神的支柱をなしていた賀茂神社が、江戸時代に入つて浅江村宮崎に遷つたのも、実はこの辺に真因があるように思われる。

むすびに

新屋河内賀茂神社の頭番文書が作成されたのは、室町後期の延徳二年（一四九〇）、今より五百年以上も前のことである。当時、賀茂神社の祭礼が実際どのように行われていたか、その実態を明らかにすることは、中世村落の研究にとって極めて重要である。

既述の如く、頭番文書からは賀茂神社の祭礼が年毎に交替して選ばれた頭屋と神主によつて挙行されていること、同社の氏子圏が新屋河内・浅江郷を中心にその周辺の村落にまで広がっているなどの事実を読み取ることができる。

また、これら氏子の中には従来からの一名田Ⅱ一名主の者に加え、一名田に数人の新名主（名請人）が発生するなど、これまでの本名体制が次第に変質・解体している実態も判明する。

しかし、こうした社会の底辺の動きが宮座などの運営にどう反映して行くかを究明するためには、より多くの類例を必要とする。管見では、隣村に鎮座する三井賀茂神社の「賀茂大明神大般若村経御人数事」と題された文明十七年（一四八五）文書が注目される^④。これは大般若経の書写に際し臨時の公事夫役を負担させるために、いくつかの名田を組み合わせて番を編成したもので、本名体制分解後の状況に対応するために考え出された新たな徴税方式と言えよう。

本稿で紹介の頭番文書は右の三井賀茂神社文書よりも五年後に作成されている。名田体制の変質によつて従来からの宮座の運営にも転換期を迎えつつある時に、新屋河内賀茂神社の祭礼が頭屋制という従来からの方式を維持し得たのは、この地域の鎮守神として長く人々の精神的支えとなり、その機能を十分果たしてきたからであろう。その伝統は明治五年以降浅江神社となつてからも守られ、毎年十月に催される例祭には地元は勿論近在からも多くの人々が参拝し、大変な賑わいを見せている。

註

- (1) 『日本史広辞典』（山川出版社、一九九七年）九五頁。
- (2) 永原慶二著『下剋上の時代』（中央公論社、昭和四十年）四二頁。
- (3) 『防長寺社由来』（山口県文書館、昭和五十七年）第二巻、三二四頁。
- (4) 京都賀茂神社の社領については、竹内理三編『土地制度史』1（山川出版社、一九七三年）二二一頁、『国史大辞典』（吉川弘文館、昭和五十八年）第三巻、六一四頁。下村 效「賀茂御祖社領安芸国都宇竹原荘」（『国史学』第一一三号）。
- (5) 同右。

- (6) 『光市史』(光市役所、昭和五十年) 二四七頁。
- (7) 光市三井にある賀茂神社は『防長風土注進案』によると、平安時代の弘仁二年(八一二)に勧請されている。また、同社所蔵の明応二年(一四九三)文書には「周防国熊毛郡三井村当院領分」とあって、三井村内に山城国賀茂神社の社領のあったことが知れる。
- (8) 新屋河内が山城国賀茂神社の社領であったとする直接の証拠は存しない。しかし、頭番文書には新屋河内賀茂神社の子園を東西に二分し、西側の浅江領に対し東側の新屋河内を「御領」と称することなどは、その傍証史料と言えよう。
- (9) 御園生翁甫「新撰大内氏系図」(三坂圭治監修『近世防長諸家系図綜覧』所収)。
- (10) 前掲『防長寺社由来』第二卷、三一四頁。
- (11) 『山口県風土誌』(歴史図書社、昭和四十七年) 第五卷、四頁。
- (12) 同右。
- (13) ここでは同社にかかわる地名の点から問題を提起するに止めたい。
- (14) 『防長風土注進案』(山口県立山口図書館、昭和三十九年) 第八卷、四二四頁。
- (15) 『山口県神社誌』(山口県神社庁、平成十年) 二五〇頁。
- (16) 『山口県風土誌』は浅江村西河内の小字名に「新屋」を記している。(同書第五卷、四頁)
- (17) 「内藤小源太家文書」(『萩藩閩閩録』第三卷、一五七〜一五八頁)。
- (18) 前掲『光市史』二一九頁。
- (19) 本稿で紹介の頭番文書とは別にその写本が宝迫史雄氏のもとに保管されている。これの文明九年の条に「安富殿御分末永名」とあり、安富氏の新屋河内領有を具体的に示す記述が見られるが、後代の補筆の可能性もあり、俄には断定し難い。
- (20) 同書第八卷、四〇四頁。
- (21) 石川卓美「防長両国慶長検地郡村別石高一覧」(『山口県地方史研究』三十八号付録、昭和五十二年)、前掲『光市史』三四一頁。
- (22) 『防長地下上申』第一卷、六二八頁。
- (23) 同書第五卷、四頁、一七頁。

(24) 検断は警察権や裁判執行権のことであるから、自検断は本来は領主側の権利である検断権を農民側が自治的権利として掌握し、領主権力を直接農村へ介入させまいとするもので、中世後期の室町時代頃の農村では広く見られた。

(25) 前掲『国史大辞典』第十卷、二二五頁。同『日本史広辞典』一五三四頁。

(26) 前掲『国史大辞典』第三卷、九〇五頁。

(27) 同右第十三卷、四九〇頁。

(28) 原田敏明著『神社』（日本歴史新書、至文堂、昭和四十七年）四五〜四六頁。

(29) 前掲『国史大辞典』第十三卷、四九〇頁。

(30) 中世には名田に結ばれない新開田その他の破片的田地や名主の没落・逃散などで解体した名田を散田・浮免・一色田などと呼んだ。散田名は他名主に請作させたが、公事は省かれ、未進分の皆済により本主に返付されることもあった。通例は領主直屬地として人給田に回すほか、大部分は下作人・小百姓・脇在家などと呼ばれた小農民が請作した。（前掲『国史大辞典』第六卷、五八四頁）

(31) こうした現象はすでに十三世紀頃から一般化している。（竹内理三編『土地制度史』1、三一九頁）

(32) 番頭制は荘園領主の恒例・臨時の公事夫役を負担するため、いくつかの名田を組み合わせて番を編成、名番の名田面積を均等規模にしてそれぞれの番に番頭をおく制度のことで、これにかかわる史料が光市三井の賀茂神社に残されている。

（後述）

(33) 主に『山口県風土誌』を参照したが、これに記載の無い地名は明治二十年作成の『熊毛郡浅江村字限地引絵図』（光市立図書館所蔵）原本に依った。

(34) 宝迫史雄氏所蔵の頭番文書写本では、この名田を「野原殿御分 水車名」と注記している。水車は浅江村佐内の小字名である。

(35) 「大道」の地名は三井村大道浴にあるが、『熊毛郡浅江村字限地引絵図』では浅江村佐内にも存するので、これに従うことにした。

(36) 「下鍛冶屋」の地名は浅江村西河内のほか、同村上が原、三井村大原などの小字名として載っている。

(37) 「山崎」の地名は浅江村奥浅江のほか、三井村山崎浴や小周防村門前の小字名として記録されている。

(38) (39) (41) は前掲の『熊毛郡浅江村字限地引絵図』による。

- (40) 浅江村川口の「垣ノ内」のほか、同村奥浅江に「上河内」などの小字名が見える。
- (42) 「引地」は三井村今升浴や小周防村中郷の小字名として見えている。また、「坂本」は三井村菅本松と同村山崎浴の小字名として載っている。
- (43) 類例として興福寺大乘院領の出雲荘（奈良県桜井市）や東寺領の拝師荘（京都市）などが知られている。
- (44) この文書は『防長風土注進案』第八巻に所収されている。

△付記△

本文書を調査したのは平成十二年二月十一日である。当日光市浅江の宝迫史雄氏宅を訪ね、同家所蔵の古文書類の披見等、種々ご高配を賜ったことに感謝の意を表したい。

また、調査に同行された光市文化センター館長の上田雅美氏、それに同センター職員の内 理果さんに『熊毛郡浅江村字限地引絵図』（光市立図書館所蔵）の調査でご助力いただいたことを付記し、各々厚く御礼を申し述べることにしたい。

（平成十二年三月二十八日稿）